

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 政策総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

規 則

- 規則第30号 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の規定による特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則
(人事課) … 2
- 規則第32号 宇治市職員休暇規則の一部を改正する規則
(人事課) … 2

告 示

- 告示第107号 議決予算の公表(財務課) … 2
- 告示第108号 議決予算の公表(財務課) … 3

教 育 委 員 会

- 訓令甲第3号 宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程 3
- 告示第9号 教育委員会の招集 4

農 業 委 員 会

- 公告第8号 農業委員会定例総会の招集 4

公 営 企 業

- 公告第20号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定 4
- 公告第21号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定 4

規 則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の規定による特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和2年5月29日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第30号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の規定による特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の規定による特定事業主等を定める規則（平成28年宇治市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条第1項」を「第19条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市職員休暇規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和2年6月22日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第32号

宇治市職員休暇規則の一部を改正する規則

宇治市職員休暇規則（昭和26年宇治市規則第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和元年」を「令和2年」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(揭示済)

告 示

宇治市告示第107号

議決予算の公表について

令和2年6月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年7月3日

宇治市長 山本 正

令和2年度宇治市一般会計補正予算（第3号）

令和2年度宇治市の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ808,925千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82,895,025千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
16. 国庫支出金		30,867,474	773,425	31,640,899
	2. 国庫補助金	20,447,567	773,425	21,220,992
17. 府支出金		5,228,966	1,500	5,230,466
	2. 府補助金	1,312,637	1,500	1,314,137
20. 繰入金		703,088	34,000	737,088
	1. 基金繰入金	703,088	34,000	737,088
歳入合計		82,086,100	808,925	82,895,025

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
2. 総務費		7,103,527	2,750	7,106,277
	1. 総務管理費	5,735,520	2,750	5,738,270
3. 民生費		48,242,212	10,205	48,252,417
	1. 社会福祉費	31,748,620	9,810	31,758,430
	2. 児童福祉費	11,386,549	395	11,386,944

4. 衛 生 費		4,611,854	16,200	4,628,054
	1. 保 健 衛 生 費	1,891,271	16,200	1,907,471
10. 教 育 費		4,805,404	779,770	5,585,174
	1. 教 育 総 務 費	903,378	30,556	933,934
	2. 小 学 校 費	1,515,892	498,801	2,014,693
	3. 中 学 校 費	543,086	250,413	793,499
歳 出 合 計		82,086,100	808,925	82,895,025

宇治市告示第108号

議決予算の公表について

令和2年6月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年7月3日

宇治市長 山本 正

令和2年度宇治市一般会計補正予算（第5号）

令和2年度宇治市の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ163,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83,058,025千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
16. 国 庫 支 出 金		31,640,899	163,000	31,803,899
	2. 国 庫 補 助 金	21,220,992	163,000	21,383,992
歳 入 合 計		82,895,025	163,000	83,058,025

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
3. 民 生 費		48,252,417	163,000	48,415,417
	2. 児 童 福 祉 費	11,386,944	163,000	11,549,944
歳 出 合 計		82,895,025	163,000	83,058,025

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会教育長訓令甲第3号

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和2年6月1日

宇治市教育委員会
教育長 岸本 文子

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成2年宇治市教育委員会教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1項中「結核性疾患の場合にあつては、180日」を削り、同表第2項第2号中「、又は交通遮断等不可抗力の原因により勤務」を「、勤務」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は交通機関の事故による交通遮断等不可抗力的な理由のため本人の意

志に反して勤務できない場合」を削り、「その都度」を「7日以内でその都度」に改め、同項第3号中「交通機関の事故等による不可抗力の」を「地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる」に、「交通機関の故障」を「地震、水害、火災等の災害又は交通機関の故障」に、「勤務できない」を「出勤することが著しく困難であると認められる」に改め、同項第7号中「6日」を「5日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程第6条第1項の規定により、改正前の別表第1項に規定する結核性疾患の場合に該当するものとして休暇の承認を受けている職員、改正前の別表第2項第2号に規定する地震、水害、火災その他の災害により災し、勤務が不可能となった場合に該当するものとして休暇の承認を受けている職員及び改正前の別表第2項第7号に規定する職員の結婚の場合に該当するものとして休暇の承認を受けている職員については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市教育委員会告示第9号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和2年6月24日

宇治市教育委員会
教育長 岸本 文子

開会日時 令和2年6月25日 午前8時30分
開会場所 宇治市役所501会議室
付議事項

- 1 会議録署名委員の指名について
- 2 会期について
- 3 報告
- 4 専決事項の報告について
- 5 宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の報告について
- 6 宇治市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を制定するについて
- 7 宇治市立幼稚園規則の一部を改正する規則を制定するについて
- 8 宇治市大久保青少年センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を制定するについて
- 9 宇治市大久保青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定するについて
- 10 宇治市生涯学習審議会委員の解嘱について
- 11 教育長臨時代理の報告及びその承認を求めるについて
- 12 教育長臨時代理の報告及びその承認を求めるについて
- 13 令和2年6月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

(揭示済)

農 業 委 員 会

宇治市農業委員会公告第8号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第37回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和2年7月3日

宇治市農業委員会
会長 吉田 利一

開会日時 令和2年7月6日 13時30分
開会場所 宇治市役所 8階 大会議室
付議事項

- 1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 2 専決事項の報告
- 3 その他

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第20号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和2年5月16日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和2年7月3日

宇治市長 山本 正

指定番号 第483号 株式会社novis

宇治市上下水道事業公告第21号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和2年5月18日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和2年7月3日

宇治市長 山本 正

指定番号 第484号 株式会社谷川